

第1条 (会員)

本人会員は、IDEX CLUB JCBカード会員特約（以下「本特約」という）及びセディナCFカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条 (提携会社)

会員規約第1条の提携会社を株式会社新出光及び株式会社新出光が認めた関連会社（以下総称して「新出光」という）とします。

第3条 (カード)

会員規約第2条(1)に定めるカードを会社と株式会社ジェーシービーとの提携に基づくJCBカード機能を有する「IDEX CLUB JCBカード」とします。

第4条 (カードショッピングの利用額の支払方法)

- (1) 会員規約第22条(1)①の加盟店（新出光及び新出光と特約している加盟店）において指定できる支払方法は、一括払い・ボーナス一括払い・均等分割払いです。
- (2) (1)の均等分割払いを指定した場合の支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、(2)のなお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支 払 回 数 (回)	3	6	10	15	20
支 払 期 間 (ヵ月)	3	6	10	15	20
実 質 年 率 (%)	12.20	13.86	14.57	14.87	14.95
利用代金100円あたりの手数料の額 (円)	2.04	4.08	6.80	10.20	13.60

(例) 利用代金 100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

手 数 料 100,000円 × (6.8円 / 100円) = 6,800円

支払総額 100,000円 + 6,800円 = 106,800円

- (3) 会員規約第22条(1)①の加盟店（新出光及び新出光と特約している加盟店）について支払方法をリボルビング払いに変更する場合他のご利用分と合算することなく、当該利用分の利用残高に応じ、下表に定める金額をお支払いいただきます。当該支払額は利用残高に対し、実質年率15.0%を乗じた手数料を含みます。

ご利用残高	毎月のお支払額
100,000円以下	10,000円
100,001円以上 200,000円以下	20,000円
200,001円以上	30,000円

(例) 利用残高 100,000円

弁済金 10,000円

手数料充当分 100,000円 × 実質年率 (15.0%) ÷ 12ヶ月 = 1,250円

元金充当分 10,000円 - 1,250円 = 8,750円

第5条 (規約の適用等)

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 会員規約第19条の規定は、本特約を変更する場合にこれを準用します。

第6条（情報の提供、共有に関する同意）

- (1) 個人情報の取扱いに関する同意条項に定める「提携会社」を「新出光及び新出光グループ会社」と読み替えるものとします。
- (2) 「新出光グループ会社」とは、新出光が所定の方法（インターネットの新出光のホームページ<https://www.idex.co.jp/company/group/index.html>）にて公表するグループ会社をいいます。
- (3) 新出光及び新出光グループ会社における会員管理及び会員に対する各種サービスの提供、個人情報の取扱いに関する同意条項の第4項に定めのある事項等、正当な事業活動を運営することを目的として、新出光及び新出光グループ会社が、業務受託業者に対し個人情報の保護措置を講じた上で個人情報を預託することに同意します。

IDEX CLUB JCB カードキャッシュバックサービス規定

第1条（規約の目的等）

- (1) 本規定は、株式会社新出光（以下「新出光」「IDEX」という）と、SMB Cファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）との提携により発行するIDEX CLUBカード（以下「CLUBカード」という）の会員（以下「会員」という）に対して提供するCLUBカードのご利用特典（以下「キャッシュバックサービス」という）の内容、及びその特典を受けるための条件を定めたものです。
- (2) 新出光並びに会社は、必要があると認めたときはいつでも事前、又は事後に会員に文面にて通知してこの規定を変更できます。

第2条（キャッシュバックサービスの内容等）

- (1) キャッシュバックサービスは、会員がIDEXグループに加盟するCLUBカード取扱給油所（以下「IDEX SS」という）で、CLUBカードによりハイオクガソリン・レギュラーガソリン・軽油（以下「指定商品」という）を購入した場合、その前月のCLUBカードご利用代金のご請求時に確定したポイントに応じて購入月の翌々月以降のご利用代金のご請求時に還元金を受け取ることができる制度です。
- (2) 会社が通常行う「ワンダフルプレゼント21」は、CLUBカードには付与されません。

第3条（ポイントの付与）

- (1) 会員の各月のCLUBカードご請求書に記載される新規ご利用分の内、キャッシングサービスご利用分・その他会社所定のものを除いた合計金額に対し付与するポイントを、買上ポイントとします。
- (2) 新出光又は会社は、特定の会員に対して別途ボーナスポイントを付与することができます。
- (3) 本条第1項の「買上ポイント」、第2項の「ボーナスポイント」の合計を各月の会員の獲得ポイントとします。
- (4) ポイントとは、その対象となるCLUBカードのご利用日にかかわらず、各月のご請求時に会員に付与されます。
- (5) ポイントは、付与された月の翌月の指定商品の購入に限り有効で、別の月に適用することはできません。
- (6) 新出光又は会社は、会員がセディナCFカード会員規約及び本規定を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイントの付与を拒否することができます。
- (7) 家族会員のCLUBカードご利用金額に基づくポイントは、当該家族会員の属する本人会員のポイントと合算してその本人会員に付与されます。
- (8) 新出光並びに会社は、本人会員に付与するポイントの上限を定めることができます。

第4条（ポイントの取消）

商品・役務等の購入取消等により、会員のCLUBカードのご利用代金の全部又は一部が取り消された場合、当該取消額に応じたポイントは、会社所

定の方法により取り消されるものとします。

第5条（ポイントの計算）

- (1) 会員の買上ポイントは、各月のご請求書に記載される新規ご利用金額（キャッシングサービスご利用分・その他会社所定のものを除く、また1,000円未満は切り捨て）に対して、1,000円ごとに0.1ポイントとして算出され、その対象会員に付与されます。
- (2) ボーナスポイントは、新出光又は会社があらかじめ告知する所定の条件・方法によって算出され、その対象会員に付与されます。

第6条（キャッシュバックの実施）

- (1) 前条で算出されたポイントの合計を各月の会員の獲得ポイントとし、これに新出光並びに会社が定めた所定の率を乗じて、指定商品別に翌月の購入についての1リットルあたりの還元単価を確定し、会員へのカードご利用代金明細書に表示します。
- (2) 還元金は、各月に確定した1リットルあたりの還元単価に、翌月の指定商品それぞれの購入量を乗じて算出します。
- (3) 還元金は、カードご利用代金明細書上で指定商品の購入金額と対等額において相殺します。
- (4) 新出光並びに会社は、キャッシュバックサービスの還元対象となる指定商品の各月の購入限度量を定めることができます。

第7条（還元の対象となる購入）

- (1) キャッシュバックサービスにおける還元の対象は、IDEXグループ内での指定商品の購入でなくてはなりません。
- (2) キャッシュバックサービスは、前月のカードご利用代金明細書でポイントを獲得した本人会員及び、その家族会員の所持するCLUBカードの支払いでなくては適用になりません。
- (3) 本条第1項の支払い方法は、翌々月一括払いでなくてはなりません。

第8条（複数カードの取り扱い）

会員がCLUBカードを複数枚所持している場合には、本規定に基づきカードごとにポイントを計算し、還元単価を確定し、還元金の相殺を行うことになり、それらを合算することはできません。

第9条（公租公課）

会員は、キャッシュバックサービスで受けた還元金について公租公課が課せられる場合、当該公租公課を負担するものとします。

第10条（権利の消失）

会員が理由の如何を問わず、CLUBカード会員資格を喪失した場合、本規定における全ての権利・義務は自動的に消滅します。

第11条（権利の譲渡等）

会員は、理由の如何を問わずキャッシュバックサービスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、又は相続させることはできません。

第12条（キャッシュバックサービスに関する疑義等）

ポイントの付与、ポイントの有効性、還元金額等会員のキャッシュバックサービスに関する疑義は、新出光又は会社の決するところによります。

第13条（終了・中止・変更等）

- (1) 新出光又は会社は、予告なしにいつでもキャッシュバックサービスを終了若しくは中止、又は内容変更することができるものとし、会員はあらかじめその旨承認します。

(2) キャッシュバックサービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

以 上